

資料 4

令和7年8月10日執行
印南町議会議員一般選挙

選挙公営（公費負担）の手引き

印南町選挙管理委員会

目 次

1. 公費負担制度について	2
2. 公費負担の対象費用	2
3. 公費負担の対象者	2
4. 公費負担の限度額	3
(1) 選挙運動用自動車の使用	3
(2) 選挙運動用ビラの作成	3
(3) 選挙運動用ポスターの作成	4
5. 公費負担に関する諸手続	5
(1) 契約締結と契約届出	5
(2) 確認申請	5
(3) 使用・作成証明書の交付	6
(4) 費用の請求	6
(5) 収支報告と公費負担	7
(6) 契約変更について	7
(7) 手続一覧	7
(8) 各手続きの流れ	8
①選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシーの借上げ）	8
②選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）	8
③選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）	9
④選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）	10
⑤選挙運動用ビラの作成	10
⑥選挙運動用ポスターの作成	11
6. 各種様式例	12

1. 公費負担制度について

この制度は、令和2年12月12日に施行されました「公職選挙法の一部を改正する法律」及び「印南町議会議員及び印南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき、印南町議会議員及び印南町長選挙への立候補や選挙運動等の機会均等の観点から、一定の費用について、公費負担の対象とするものです。※令和7年6月20日改正

2. 公費負担の対象費用

この制度において、「公職選挙法」及び「印南町議会議員及び印南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」により、公費負担の対象となる費用は、以下の3つです。

- ① 選挙運動用の自動車の使用
- ② 選挙運動用のポスターの作成
- ③ 選挙運動用のビラの作成

3. 公費負担の対象者

この制度により公費負担の対象となる候補者は、供託物の没収点以上の得票を得た候補者に限られます。供託物を没収された候補者については、すべて自己負担となります。

※供託物没収点

- ・町議会議員選挙 $\text{有効投票数} \div \text{議員定数} (12人) \times 1 / 10$

《参考例》

区 分	執行期日	定 数	有効投票数	供託物没収点
町議会議員選挙	令和3年8月8日	12名	5,586票	46.550

4. 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

区 分		公費負担の対象	公費負担の限度額
1 一般運送契約（ハイヤー・タクシーの借上げ）		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（1日について1台に限る）	<u>1日の上限 64,500円</u> ×5日＝322,500円
2 個別契約方式	①自動車の借入れ契約（レンタル・個人等からの借上げ）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（1日について1台に限る）	<u>1日の上限 16,100円</u> ×5日＝80,500円
	②燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700円 ×5日＝38,500円
	③運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額（1日について1人に限る）	<u>1日の上限 12,500円</u> ×5日＝62,500円

※一般運送契約（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約）とは、ハイヤーやタクシーの借上げなど、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。

※同一の日に、一般運送契約と個別契約方式のいずれもが締結されている場合は、候補者が指定するいずれか一方が公費負担の対象となります。

※燃料の供給契約は、1日当たりの上限額ではなく、期間中の合計での上限額となります。その他の契約については1日の上限額として定められています。

※公費負担の限度額欄の「5日」については、普通に選挙が行われた場合の日数です。無投票となった場合は、告示日1日の使用分が、公費負担の対象となります。

(2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担の対象	単価の上限	枚数の上限
作成単価×作成枚数	8円38銭	町議選挙 1,600枚

※投票の有無に関わらず、作成費は公費負担の対象となります。ただし、告示日までに契約が締結されたものに限りです。

【例1】町議会議員選挙運動用ビラ2,000枚を14,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、 $14,000円 \div 2,000枚 = 7円00銭$ になります。この場合、 $7円00銭 \times 1,600枚 = 11,200円$ が交付負担の対象となります。11,200円を超える分、2,800円は候補者の負担となります。

【例2】町議会議員選挙運動用ビラ 1,600 枚を 13,600 円で契約した場合

- ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $13,600 \text{ 円} \div 1,600 \text{ 枚} = \underline{8 \text{ 円 } 50 \text{ 銭}}$ になります。この場合、 $\underline{8 \text{ 円 } 38 \text{ 銭} \times 1,600 \text{ 枚} = 13,408 \text{ 円}}$ が公費負担の対象となります。13,408 円を越える分、192 円は候補者の負担となります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担の対象	単価の上限	枚数の上限
作成単価×作成枚数	5,688 円 $\left(\begin{array}{l} (586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times 62 \text{ 枚} + 316,250 \text{ 円}) \\ \div 62 \text{ 箇所 (ポスター掲示場数)} \end{array} \right)$	62 枚 (ポスター掲示場数=62 箇所)

※投票の有無に関わらず、作成費は公費負担の対象となります。ただし、告示日までに契約が締結されたものに限ります。

【例】町議会議員選挙運動用ポスター100枚の作成を 100,000 円で契約した場合

- ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $100,000 \text{ 円} \div 100 \text{ 枚} = \underline{1,000 \text{ 円}}$ になります。この場合、 $\underline{1,000 \text{ 円} \times 62 \text{ 枚} = 62,000 \text{ 円}}$ が公費負担の対象となります。残りの 62,000 円を越える 48 枚分、48,000 円は候補者の負担となります

5. 公費負担に関する諸手続

(1) 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を印南町選挙管理委員会まで届出する必要があります。

- ◇提出書類 各契約届出書（様式第1号その1・その2・その3）
 各業者等との契約書の写し
- ◇提出先 印南町選挙管理委員会
- ◇提出期日 立候補の届出時

《留意事項》

- ・「選挙運動用自動車の使用」において、「個別契約方式」である場合は、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれの契約書の写しが必要です。
- ・同じく選挙運動用自動車の「個別契約方式」について、契約の相手方が生計を一にする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りま

(2) 確認申請

選挙運動用自動車の燃料代、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成については、公費負担の適用を受けようとする場合、印南町選挙管理委員会に確認申請書を提出し、確認書の交付を受ける必要があります。

◇確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代 公費負担の限度額の範囲内であることの確認
- ・選挙運動用ビラの作成 作成枚数の上限の範囲内であることの確認
- ・選挙運動用ポスターの作成 ポスター掲示場数の範囲内であることの確認

◇確認申請方法

- ・確認申請書（様式第2号その1・その2・その3）は、契約相手ごとに作成してください。
- ・確認申請書は、選挙終了後速やかに提出してください。

◇提出先 印南町選挙管理委員会

◇確認書の交付

- ・申請に基づき印南町選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・交付を受けた確認書は速やかに業者に提出してください。
- ・確認書は、契約業者等が印南町に代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(3) 使用・作成証明書の交付

候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用・作成証明書」を作成し、契約業者等に交付しなければなりません。契約業者等が代金を印南町長に請求するに当たり、請求書にこの証明書を添付する必要があります。

なお、燃料供給に係る証明書については、給油伝票の写し（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額がわかるもの）の添付が必要です。

(4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、印南町長が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。候補者の自己負担となります。

①請求に必要な書類

区 分		必要書類	
選挙運動用自動車の使用	一般運送契約（ハイヤー・タクシーの借上げ）	<ul style="list-style-type: none"> 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第7号その1】 請求内訳書【様式第7号その1（別紙）その1】 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第4号その1】 	
	個別契約方式	自動車の借入れ	<ul style="list-style-type: none"> 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第7号その1】 請求内訳書【様式第7号その1（別紙）その2（1）】 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第4号その1】
		燃料の供給	<ul style="list-style-type: none"> 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第7号その1】 請求内訳書【様式第7号その1（別紙）その2（2）】 選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第3号その1】 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第4号その2】 給油伝票の写し（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額がわかるもの）
		運転手の雇用	<ul style="list-style-type: none"> 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第7号その1】 請求内訳書【様式第7号その1（別紙）その2（3）】 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第4号その3】
選挙運動用ビラの作成		<ul style="list-style-type: none"> 請求書（選挙運動用ビラの作成）【様式第7号その2】 請求内訳書【様式第7号その2（別紙）】 選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第3号その2】 選挙運動用ビラ作成証明書【様式第5号】 	
選挙運動用ポスターの作成		<ul style="list-style-type: none"> 請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第7号その3】 請求内訳書【様式第7号その3（別紙）】 選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第3号その3】 選挙運動用ポスター作成証明書【様式第6号】 	

※請求に当たり、各種使用・作成証明書及び確認書については、候補者から受け取ってください。

②請求書提出の際の注意

- ・支払いは口座振込みで行いますので、振込先は正確に記入してください。これまで印南町役場に口座登録がされていない場合は、通帳またはキャッシュカードの口座番号が記載された部分のコピーを添付してください。
- ・請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますので注意してください。

③請求書の提出先・提出期限

提出先：印南町大字印南2570番地

印南町選挙管理委員会事務局

TEL 0738-42-1736

提出期限：選挙終了後、2週間を目途にご提出ください。

(5) 収支報告と公費負担

選挙公営により公費負担となった選挙運動用ビラ及びポスターの作成費用については、選挙運動費用収支報告書の計上する必要があります。

一方で、選挙運動用自動車に関する費用は選挙運動費用と見なされませんので、選挙運動費用収支報告書に計上する必要はありません。

(6) 契約変更について

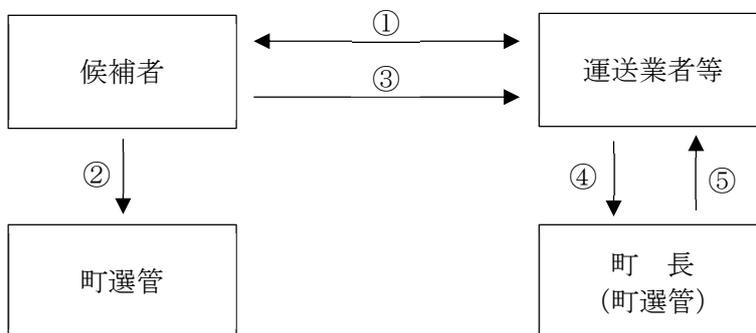
契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を契約届出書に準じて作成し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

(7) 手続一覧

区 分		提出期日等	提出先
1	各種契約届出書の提出	立候補届出時	候補者⇒町選管
2	各種確認申請書（燃料・ビラ・ポスター）の提出	選挙終了後速やかに	候補者⇒町選管
3	各種確認書（燃料・ビラ・ポスター）の交付	上記の申請後直ちに	町選管⇒候補者
4	各種確認書の業者等への交付	候補者が受領後速やかに	候補者⇒業者等
5	各種証明書の交付	使用証明書（自動車・燃料・運転手）	候補者⇒業者等
		作成証明書（ビラ・ポスター）	
6	請求書	選挙期日後速やかに	業者等⇒町長

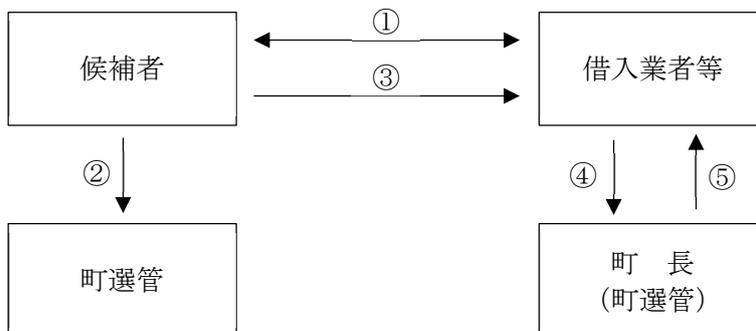
(8) 各手続きの流れ

①選挙運動用自動車の使用：一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合（ハイヤー・タクシーの借上げ）



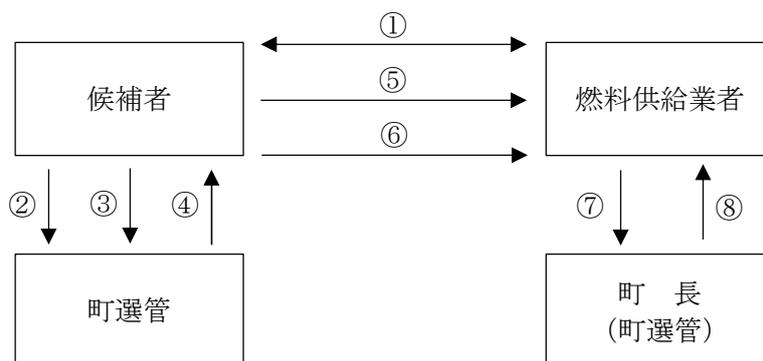
順序	手続	必要書類
①	有償契約の締結	・選挙運動用自動車運送契約書
②	契約締結の届出	・選挙運動用自動車使用契約届出書【様式第1号その1】 ・①の契約書写し
③	使用証明書の交付	・選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第4号その1】
④	請求書の提出	・請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第7号その1】 ・請求内訳書【様式第7号その1（別紙）その1】 ・③の使用証明書
⑤	経費の支払	—

②選挙運動用自動車の使用：個別契約方式による場合（自動車の借入れ）



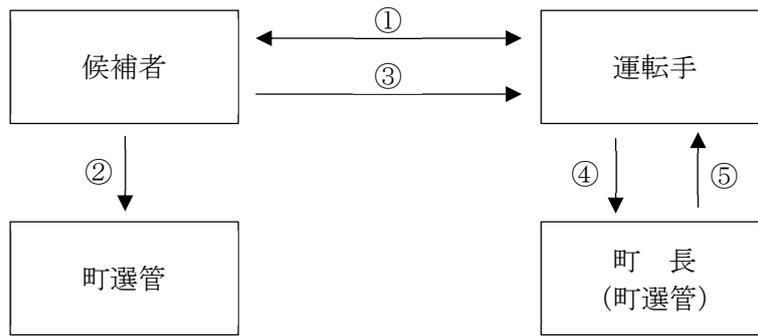
順序	手続	必要書類
①	有償契約の締結	・選挙運動用自動車賃貸借契約書
②	契約締結の届出	・選挙運動用自動車使用契約届出書【様式第1号その1】 ・①の契約書写し
③	使用証明書の交付	・選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第4号その1】
④	請求書の提出	・請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第7号その1】 ・請求内訳書【様式第7号その1（別紙）その2（1）】 ・③の使用証明書
⑤	経費の支払	—

③選挙運動用自動車の使用：個別契約方式による場合（燃料の供給）



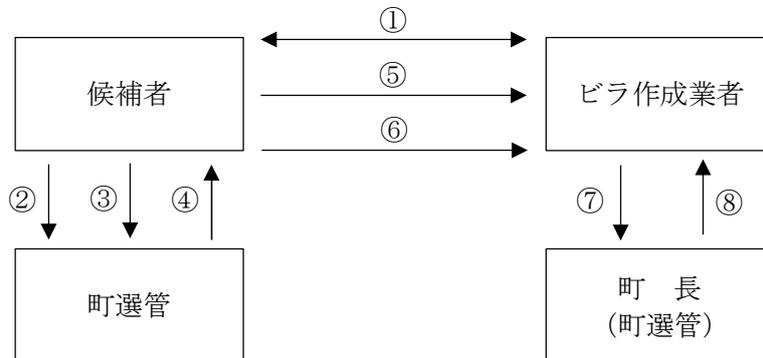
順序	手続	必要書類
①	有償契約の締結	・選挙運動用自動車燃料供給契約書
②	契約締結の届出	・選挙運動用自動車使用契約届出書【様式第1号その1】 ・①の契約書写し
③	確認申請書の提出	・選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第2号その1】
④	確認書の交付	・選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第3号その1】
⑤	確認書の提出	・④の確認書
⑥	使用証明書の交付	・選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第4号その2】 ・給油伝票の写し（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額がわかるもの）
⑦	請求書の提出	・請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第7号その1】 ・請求内訳書【様式第7号その1（別紙）その2（2）】 ・④の確認書 ・⑥の使用証明書 ・給油伝票の写し（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額がわかるもの）
⑧	経費の支払	—

④選挙運動用自動車の使用：個別契約方式による場合（運転手の雇用）



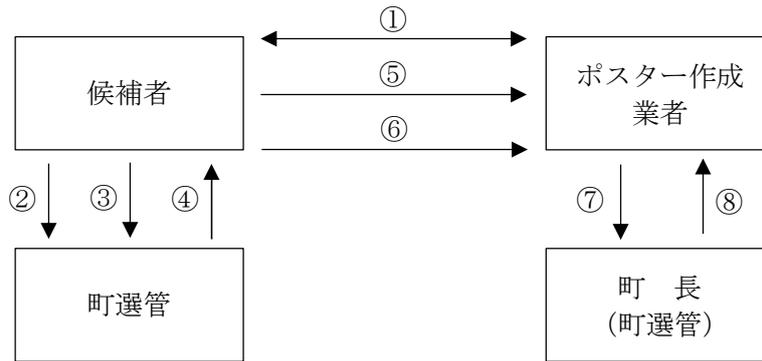
順序	手続	必要書類
①	有償契約の締結	・選挙運動用自動車運転契約書
②	契約締結の届出	・選挙運動用自動車使用契約届出書【様式第1号その1】 ・①の契約書写し
③	使用証明書の交付	・選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第4号その3】
④	請求書の提出	・請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第7号その1】 ・請求内訳書【様式第7号その1（別紙）その2（3）】 ・③の使用証明書
⑤	経費の支払	—

⑤選挙運動用ビラの作成



順序	手続	必要書類
①	有償契約の締結	・選挙運動用ビラ作成契約書
②	契約締結の届出	・選挙運動用ビラ作成契約届出書【様式第1号その2】 ・①の契約書写し
③	確認申請書の提出	・選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【様式第2号その2】
④	確認書の交付	・選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第3号その2】
⑤	確認書の提出	・④の確認書
⑥	作成証明書の交付	・選挙運動用ビラ作成証明書【様式第5号】
⑦	請求書の提出	・請求書（選挙運動用ビラの作成）【様式第7号その2】 ・請求内訳書【様式第7号その2（別紙）】 ・④の確認書 ・⑥の作成証明書
⑧	経費の支払	—

⑥選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類
①	有償契約の締結	・選挙運動用ポスター作成契約書
②	契約締結の届出	・選挙運動用ポスター作成契約届出書【様式第1号その3】 ・①の契約書写し
③	確認申請書の提出	・選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第2号その3】
④	確認書の交付	・選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第3号その3】
⑤	確認書の提出	・④の確認書
⑥	作成証明書の交付	・選挙運動用ポスター作成証明書【様式第6号】
⑦	請求書の提出	・請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第7号その3】 ・請求内訳書【様式第7号その3（別紙）】 ・④の確認書 ・⑥の作成証明書
⑧	経費の支払	—

6. 各種様式例

①各種契約書（参考例）

選挙運動用自動車運送契約書	1 3
選挙運動用自動車賃貸借契約書	1 4
選挙運動用自動車燃料供給契約書	1 5
選挙運動用自動車運転契約書	1 6
選挙運動用ビラ作成契約書	1 7
選挙運動用ポスター作成契約書	1 8

②契約届出書

選挙運動用自動車使用契約届出書【様式第1号その1】	1 9
選挙運動用ビラ作成契約届出書【様式第1号その2】	2 0
選挙運動用ポスター作成契約届出書【様式第1号その3】	2 1

③確認申請書・確認書

選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第2号その1】	2 2
選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【様式第2号その2】	2 3
選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第2号その3】	2 4
選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第3号その1】	2 5
選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第3号その2】	2 6
選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第3号その3】	2 7

④使用・作成証明書

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第4号その1】	2 8
選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第4号その2】	2 9
選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第4号その3】	3 0
選挙運動用ビラ作成証明書【様式第5号】	3 1
選挙運動用ポスター作成証明書【様式第6号】	3 2

⑤請求書・請求内訳書

請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第7号その1】	3 3
請求内訳書【様式第7号その1（別紙）その1】	3 4
請求内訳書【様式第7号その1（別紙）その2（1）】	3 5
請求内訳書【様式第7号その1（別紙）その2（2）】	3 6
請求内訳書【様式第7号その1（別紙）その2（3）】	3 7
請求書（選挙運動用ビラの作成）【様式第7号その2】	3 8
請求内訳書【様式第7号その2（別紙）】	3 9
請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第7号その3】	4 0
請求内訳書【様式第7号その3（別紙）】	4 1

選挙運動用自動車運送契約書

印南町議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、選挙運動のための
自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用
- 2 車種及び登録番号 車 種
登録番号
- 3 台 数 1 台
- 4 使用期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで (日間)
- 5 契約金額 円 (消費税を含む)
内訳 1日 円 (消費税を含む) × 日間
- 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、印南町議会議員及び印南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき印南町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、印南町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は印南町に請求ができない。

7 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日

甲 印南町議会議員一般選挙候補者
住 所
氏 名 ⑩

乙 住 所
名 称 ⑩
代表者氏名 ⑩

選挙運動用自動車賃貸借契約書

印南町議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、選挙運動のための
自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用
- 2 車種及び登録番号 車 種
登録番号
- 3 台 数 1 台
- 4 使用期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで (日間)
- 5 契約金額 円 (消費税を含む)
内訳 1日 円 (消費税を含む) × 日間

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、印南町議会議員及び印南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき印南町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、印南町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は印南町に請求ができない。

8 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日

甲 印南町議会議員一般選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙 住 所

名 称

代表者氏名

印

Ⓜ

選挙運動用自動車燃料供給契約書

印南町議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、選挙運動のための
自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで (日間)
- 2 供給場所 所在地
名 称
- 3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号 車 種
登録番号
- 4 契約金額
単価 1 リットル当たり 円 (消費税を含む) とし、期間中の供給総量に単
価を乗じた金額とする。
- 5 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、印南町議会議員及び印南町長の選挙
における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき印南町に対し請求するものとし、
甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
なお、印南町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足
額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は
印南町に請求ができない。
- 6 その他
この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日

甲 印南町議会議員一般選挙候補者
住 所
氏 名 ⑧

乙 住 所
名 称 ⑧
代表者氏名 ⑧

選挙運動用自動車運転契約書

印南町議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、甲が使用する公職選挙法
第141条に定める選挙運動のための自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

- 1 運転する期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで (日間)
原則として毎日 時 分から 時 分まで
- 2 契約金額 円
(1日につき 円)
- 3 運転する車両の車種及び登録番号 車 種
登録番号
- 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、印南町議会議員及び印南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき印南町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、印南町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は印南町に請求ができない。

- 5 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日

甲 印南町議会議員一般選挙候補者
住 所
氏 名 ④

乙 住 所
氏 名 ④

選挙運動用ビラ作成契約書

印南町議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、印刷物の作成
について次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第142条第1項第7号に定めるビラ
- 2 枚 数 枚
- 3 契約金額 円 (単価 円 銭)
(注) 契約金額・単価は消費税を含んだ額である。
- 4 納入期限 令和 年 月 日
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、印南町議会議員及び印南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき印南町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、印南町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は印南町に請求ができない。

6 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日

甲 印南町議会議員一般選挙候補者
住 所
氏 名 ⑩

乙 住 所
名 称 ⑩
代表者氏名 ⑩

選挙運動用ポスター作成契約書

印南町議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、印刷物の作成
について次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター
2 枚 数 枚
3 契約金額 円 (単価 円 銭)

(注) 契約金額・単価は消費税を含んだ額である。

- 4 納入期限 令和 年 月 日
5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、印南町議会議員及び印南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき印南町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、印南町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は印南町に請求ができない。

- 6 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 年 月 日

甲 印南町議会議員一般選挙候補者
住 所
氏 名 ⑩

乙 住 所
名 称 ⑩
代表者氏名 ⑩

様式第1号(第1条関係)

その1

選挙運動用自動車使用契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

印南町選挙管理委員会委員長 様

令和7年8月10日執行 印南町議会議員一般選挙
候補者



記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日			円	
年 月 日			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	年 月 日			円	
	年 月 日			円	
運転手の雇用	年 月 日			円	
	年 月 日			円	
燃料代	年 月 日			円	
	年 月 日			円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

その2

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

印南町選挙管理委員会委員長 様

令和7年8月10日執行 印南町議会議員一般選挙
候補者 

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

その3

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

印南町選挙管理委員会委員長 様

令和7年8月10日執行 印南町議会議員一般選挙
候補者 

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第2号(第2条関係)

その1

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の選挙運動用自動車燃料代につき、印南町議会議員及び印南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

印南町選挙管理委員会委員長 様

令和7年8月10日執行 印南町議会議員一般選挙
候補者 ㊟

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
住 所 _____
氏名(名称) _____
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 _____ 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から印南町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

その2

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、印南町議会議員及び印南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

印南町選挙管理委員会委員長 様

令和7年8月10日執行 印南町議会議員一般選挙
候補者 (印)

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
住 所 _____
氏名(名称) _____
- 3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数(b)	枚	枚
枚 数 計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から印南町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成した枚数も含めて記載してください。

その3

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、印南町議会議員及び印南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

印南町選挙管理委員会委員長 様

令和7年8月10日執行 印南町議会議員一般選挙
候補者 印

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
住 所 _____
氏名(名称) _____
- 3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数(b)	枚	枚
枚 数 計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から印南町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成した枚数も含めて記載してください。

様式第3号(第2条関係)

その1

確認番号第 号

選挙運動用自動車燃料代確認書

印南町議会議員及び印南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

印南町選挙管理委員会委員長



記

- 1 令和7年8月10日執行 印南町議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認金額 _____ 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、印南町に支払を請求することはできません。

その2

確認番号第 号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

印南町議会議員及び印南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

印南町選挙管理委員会委員長



記

- 1 令和7年8月10日執行 印南町議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 _____ 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、印南町に支払を請求することはできません。

その3

確認番号第 号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

印南町議会議員及び印南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

印南町選挙管理委員会委員長



記

- 1 令和7年8月10日執行 印南町議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 _____ 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、印南町に支払を請求することはできません。

様式第4号(第4条関係)

その1

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

令和7年8月10日執行 印南町議会議員一般選挙
候補者



記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をし てください。)		1 一般乗用旅客自動車運送事 業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場 合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録番 号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が印南町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、印南町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (2) (1)以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、印南町に支払を請求することはできません。

その2

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

令和7年8月10日執行 印南町議会議員一般選挙
候補者



記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が印南町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、印南町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

その3

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

令和7年8月10日執行 印南町議会議員一般選挙
候補者



記

運転手の氏名及び住所		
雇用年月日	報酬の額	備考
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が印南町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、印南町に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、印南町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

令和7年8月10日執行 印南町議会議員一般選挙

候補者



記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が印南町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、印南町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚 数
印南町議会議員の選挙 1,600枚 印南町長の選挙 5,000枚
 - 限度額
 $8円38銭(単価) \times 当該作成枚数 = 限度額$

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

令和7年8月10日執行 印南町議会議員一般選挙
候補者 印

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が印南町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、印南町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 586 \text{ 円} 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単 価} \left[\begin{array}{l} 1 \text{円未満の} \\ \text{端数は切上げ} \end{array} \right]$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

様式第7号(第5条関係)

その1

請求書

(選挙運動用自動車の使用)

印南町議会議員及び印南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

印南町長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつてはその代表者の氏名

住 所

氏名(名称)



記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和7年8月10日執行 印南町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通	・ 当座	口座番号
フリガナ 口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規程する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、印南町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

(別紙)その1

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙) その2

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年 月 日	円	16,100円	円	
年 月 日	円	16,100円	円	
年 月 日	円	16,100円	円	
年 月 日	円	16,100円	円	
年 月 日	円	16,100円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年 月 日		円× =	/	/	
年 月 日		円× =			
年 月 日		円× =			
年 月 日		円× =			
年 月 日		円× =			
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載ください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇 用 年 月 日	報 酬(ア)	基 準 限 度 額(イ)	請 求 金 額	備 考
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その2

請求書

(選挙運動用ビラの作成)

印南町議会議員及び印南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

印南町長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつてはその代表者の氏名

住 所

氏名(名称)



記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和7年8月10日執行 印南町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ 口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、印南町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

(別紙)

請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
			8.38						

備考

- 1 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

その3

請求書

(選挙運動用ポスターの作成)

印南町議会議員及び印南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

印南町長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつてはその代表者の氏名

住 所

氏名(名称)



記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和7年8月10日執行 印南町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名

- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ 口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、印南町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請求内訳書

選挙区に おける ポスター掲 示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
				5,688						

備考

- 1 D欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 586 \text{ 円} \times 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単 価} \left[\begin{array}{l} 1 \text{円未満の} \\ \text{端数は切上げ} \end{array} \right]$$

- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。